



平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会社名 日本ゼオン株式会社
代表者名 取締役社長 田中 公章
(コード番号 4205)
問合せ先 取締役常務執行役員 南 忠幸
(TEL. (03)3216-1412)

取締役に対する新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年 6月27日開催の取締役会において、当社の取締役の株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、会社法第238条第2項および第240条第1項の規定に基づき、社外取締役を除く当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称
日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)
2. 募集新株予約権の総数
51 個
3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 51,000 株とし、募集新株予約権1個あたりの目的となる株式数は 1,000 株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、募集新株予約権1個あたりの目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、合併、会社分割その他の株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各募集新株予約権の行使の目的となる株式1株あたりの払込金額である1円に、募集新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
5. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成25年7月12日から平成55年7月11日まで
6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. 募集新株予約権の取得条項
募集新株予約権の取得条項は定めないものとする。
9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める

再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

ix その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができる期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができる。
- (3)募集新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。
- (4)新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。

11. 募集新株予約権の払込金額

以下のブラック・ショールズ式および基礎数値に基づき算出した1株あたりのオプション価値に募集新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺する。

$$C(0) = S \cdot N(d_1) - Ke^{-rT} \cdot N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\log \frac{S}{K} + (r-d) T + \frac{\sigma^2}{2} T}{\sigma \sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

- i 1株あたりのオプション価値(C)
- ii 評価時点における株価(S):平成25年7月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- iii 権利行使価額(K):1円
- iv 予想残存期間(T):1年0ヶ月
- v 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間までに対応する国債の利子率
- vi 見積配当利回り(d):1株あたりの配当金(平成25年3月期の配当実績)÷上記iiに定める株価
- vii 株価のボラティリティ(σ):1年0ヶ月間(平成24年7月13日から平成25年7月12日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率
- viii 標準正規分布の累積分布関数(N(\cdot))

12. 募集新株予約権を割り当てる日
平成25年7月12日

13. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成25年7月12日

14. 募集新株予約権の割当てを受ける者
社外取締役を除く当社取締役 9名

以上